

**兵庫県中央労働センター及び兵庫県立姫路労働会館
指定管理者公募に係る質問事項の回答**

質問番号	該当施設	箇所	質問	回答
1	両施設	募集要項 P5 (6)自動販売機等に関する事項	自動販売機の現行設置者、設置場所及び設置条件についてご教示ください。	現行設置者は、指定管理者です。 また、設置場所及び設置条件についても、指定管理者自身で決定しております。
2	両施設	募集要項 P7 ⑤修繕費等の取り扱い	消耗品、小規模修繕、大規模修繕と区分されていますが、指定管理料として計上する必要がある「消耗品」「小規模修繕」について、提案額を超過したものはどのような扱いになるのでしょうか。 また、大規模修繕については、別途、県との間で協議を行い決定すること、また実施する場合は、指定管理者にて行い、実施に必要な費用は県負担となっております。大規模修繕・改修が必要な場合は、実施内容および金額も含めて県と指定管理者にて協議を行い決定するとの理解で宜しいでしょうか。	提案額を超過したものについては、指定管理者の負担となります。 また、大規模修繕についてはお見込みのとおりです。
3	両施設	募集要項 P7 ⑥光熱水費について	指定管理者負担となっておりますが、近年電気代が急激に高騰しているため、仮に添付の令和4年度実績と同額を計上し、次期指定管理者として選定された場合、提案額を上回る不足分は補填いただけるのでしょうか。	社会情勢等による急激な価格高騰等については、措置が必要であるという県の方針が出れば、指定管理料を上乗せする等の対応を行う可能性はありますが、個別の協議等は原則行いません。
4	両施設	募集要項 P7 ⑦ホームページの管理運営費について	「指定管理期間終了後、ホームページデータ等の引継ぎが可能な仕様とします。」とありますが、現在の指定管理者からホームページデータが引き継げるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 施設のホームページ等の引き継ぎについては、必要であれば、現事業者と調整していただくこととなります。
5	両施設	募集要項 P8 (3)自主事業の実施	指定管理者が自主事業を開催する際の、施設使用料は有料でしょうかご教授ください。	自主事業を行う際は、施設使用料は有料です。
6	両施設	募集要項 P8 (3)自主事業の実施	自主事業として、指定管理者が新たに自動販売機を設置したり、売店や喫茶コーナーを設置することは可能でしょうか。ご教示ください。	可能です。 ただし、新たに設置する場合は、事前に県と協議が必要となります。
7	両施設	募集要項 P8 5 指定管理者と県の責任分担	「施設の利用に当たって生じた事故・事件への対応」、「利用者や第三者等への賠償、施設の管理瑕疵に伴う損害賠償」について、指定管理者負担となっております。 指定管理者が善管注意義務を果たした上避けることができない事由の場合は、協議により決定するとして頂けないでしょうか。	基本的には、リスク分担表のとおりですが、特殊な案件については、必要に応じて個別協議も検討します。
8	両施設	募集要項 P8 5 指定管理者と県の責任分担	不可抗力について、県への報告・応急対策は指定管理者、リスク負担は県となっておりますが、不可抗力により生じた施設の損害の復旧費用ならびに、応急対策に生じた費用についても別途県に請求可能との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力に伴う経費の増加に関しては、内容に応じて県の負担としますが、基本的には県と指定管理者で協議のうえ検討することとします。
9	両施設	様式集 応募書類一覧表 ※3	申請書類について、⑦～⑩は簡易な正本1冊にまとめて、副本は⑦だけの11冊と、⑧～⑩の11冊を作成するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式⑦と、⑧～⑩については、別冊としてください。

質問番号	該当施設	箇所	質問	回答
10	姫路労働会館	管理基準書 P3 ⑤汚泥の処理	汚水槽の容量及び汚泥の処理報告書（マニフェスト伝票）を開示ください。	姫路労働会館の汚水槽容量については、下記のとおりとなります。 【姫路労働会館】 汚水槽容量：38.4 m ³ 汚泥の処理報告書（マニフェスト伝票）については、現事業者のノウハウに関わるため、開示できません。
11	両施設	管理基準書 （中労）P13 （姫労）P11 /徴収金の管理	兵庫県中央労働センターにおいて「窓口で収受した現金のうち、センター利用収入は」とありますが、具体的にどの様な収入が想定されるのでしょうか。 同様に、兵庫県立姫路労働会館において「会館利用収入」としては、具体的にどの様な収入が想定されるのでしょうか。	窓口で収受する現金のうち、センター利用収入及び会館利用収入については、施設利用料金のほか、自主事業に関する手数料や参加費等が想定されます。
12	両施設	管理基準書 （中労）P13 （姫労）P12 /運営協議会・運営委員会の開催	両施設ともに「年1回以上、開催するもの」とありますが、過去における年間開催数をご教示願います。	開催数については、関係団体との連携にかかるノウハウに関する情報であるため開示できません。 県としては、過去の開催回数にとらわれず、状況に応じて適切に開催していただくものと考えております。
13	両施設	管理基準書 （中労）P13 （姫労）P12 /運営協議会・運営委員会の開催	運営審議会の開催について、「運営協議会を組織し、年1回以上、開催するものとする。」とありますが、指定管理者に求められている事柄について、具体的にご教示ください。 例えば、委員の選出及び任免権限は県にあると考えられますので、指定管理者としては、日程調整や案内文の発出等運営協議会の開催にかかる準備行為及び当日の運営を行えばよろしいのでしょうか。	運営協議会の開催について、委員の選出及び任免権限、日程調整や案内文の発出等運営協議会の開催にかかる準備行為及び当日の運営についても含め、指定管理者が全ての運営を行っております。
14	両施設	管理基準書 （中労）P14 （姫労）P13 /保険加入	「必要となる各種保険に加入するものとする。」との記載がありますが、現在加入されている保険の補償内容についてご教示願います。	現在加入している内容については、現事業者のノウハウに関するため、開示できません。 なお、保険については、募集要項、管理基準書の内容を考慮し、応募者に適切な提案を求めます。
15	中央労働センター	管理基準書 P20 .V電気設備保安管理業務 別表1 点検及び試験の基準	注：※3「PCB」についてですが、現在該当設備がありますでしょうか。又過去に検査した実績はありますか。	施設には高濃度設備はございません。（法定点検を行う際に、設備の有無にかかわらず、点検項目の1つとして念のため記載しております。）
			該当設備がある場合、現在の仕様及び廃止（予定）の届出報告書を開示頂けないでしょうか。	高濃度設備はございません。
			直近の月次点検報告書及び、年次点検報告書を開示頂けないでしょうか。	点検報告書については、現事業者のノウハウに関わるため、開示できません。
16	姫路労働会館	PCBについて	現在PCB保有設備はありますか。又過去に検査した実績はありますか。	高濃度設備はございません。
			該当設備がある場合、現在の仕様及び廃止（予定）の届出報告書を開示頂けないでしょうか。	高濃度設備はございません。

質問番号	該当施設	箇所	質問	回答
17	両施設	管理基準書	清掃人員や各種設備点検について、人数、回数が記載されておりますが、コスト圧縮のためにも、上記について、法定回数を満たした上で事業者による提案を可能としてもよろしいでしょうか。	点検回数及び人数については、基準書に記載の回数・人数以上で対応をお願いいたします。
18	両施設	外部委託について	現状外部委託について、業務項目、範囲、頻度、契約金額など可能な範囲で開示下さい。 本件募集期間からも契約が残る外部委託などがありましたら御教示下さい。 (ありましたら、範囲、頻度、契約金額など可能な範囲で開示下さい。)	管理基準書に記載以外の業務項目等については、現事業者のノウハウに関わるため、開示できません。 また、契約については様々な選択肢が考えられることから、応募者からの積極的な提案を求めます。 なお、指定管理期間毎の契約であり、令和5年度末で契約は終了するため、契約が残る外部委託はございません。
19	両施設	植栽管理について	植栽管理について、現状外部委託などの定期保守契約は無いと考えてよろしいでしょうか。	植栽管理の現状については、現事業者のノウハウに関わるため、開示できません。 県としては、適切な植栽管理について、応募者からの積極的な提案を求めます。
20	両施設	その他	各種自主業務、外部委託業務について直近の点検報告書を開示頂けないでしょうか。	自主業務及び外部委託業務の点検報告書については、現事業者のノウハウに関わるため、開示できません。
21	両施設	その他	電気主任技術者は指定管理者が選任又は、外部委託と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	両施設	その他	改正フロン排出抑制法の該当設備の仕様・台数を御教示下さい。	個別室外機用として、下記のとおりとなります。 【中央労働センター】 ・2台×5.4kw ・2台×1.0kw ・1台×1.1kw ・1台×1.4kw ・1台×1.8kw 【姫路労働会館】 ・1台×3.7kw 上記以外は、全館ガス吸収式冷温水機による空調設備の為フロン排出は発生しません。
23	両施設	その他	現時点で令和6年度以降に実施予定の小規模修繕があればご教示願います。	小規模修繕は突発的な修繕が多く、原則発生した年度内に対応していることから、現段階では令和6年度の修繕内容は計画しておりません。